

明治10年太政官指令－竹島外一島之儀ハ本邦関係無之一をめぐる諸問題

島根県竹島問題研究顧問 杉 原 隆

はじめに

天明7（1787）年フランス海軍の船が鬱陵島の近くを航行し、最初に島を見た人物の名前をとって鬱陵島を「ダジュレー島」と命名して去った。続いて寛政元（1789）年イギリス船アルゴノ号も鬱陵島を発見し船名をとって「アルゴノート島」と命名した。同じ一つの島、鬱陵島であったが、両国が測定した緯度、経度に相違があったために、ヨーロッパの海図には朝鮮に近い西側にアルゴノート島、東側にダジュレー島と二つの別の島として描かれるようになった。この日本海の二つの島に新しい反応したのがドイツ人医師シーボルトで、長崎に来日し文政12（1829）年帰国すると日本文化を紹介する大著『日本』を書き、附図「日本図」も載せた。この図は日本から持ち帰った日本絵図の鬱陵島を竹島、現在の竹島を松島とする図をもとに安易にアルゴノート島を竹島、ダジュレー島を松島に重ねてしまった。このことから幕末から明治初期にかけて鬱陵島を竹島したり、松島としたりする絵図、文献が登場する混乱が生じた。そのもっとも重大なものは、明治9年の島根県が内務省に提出した「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」、翌年内務省が太政官指令として島根県に回答した「竹島外一島之儀ハ本邦関係無之」の「竹島外一島」は江戸時代の竹島（鬱陵島）と松島（現在の竹島）のことか、竹島とか松島と呼ばれる鬱陵島を意味するかの問題である。これに関するいくつかの問題点を以下にまとめてみたい。

①「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」について

明治政府は明治4（1871）年廃藩置県を断行した。そして地租改正等のため、各県に不明な土地の地籍を確認する作業を開始した。島根県へは内務省の地理寮の田尻賢信、杉山栄蔵の名で明治9年10月5日付で「隱岐国某方ニ当テ竹島相唱候孤島有之哉相聞」と竹島の地籍を質問してきた。文章の中には具体的に「旧鳥取藩商船往復シ線路モ有之趣」、「旧記古図等御取調本省へ御伺相成度」のような指示もあった。島根県は明治9年4月、浜田県と合体し、同年8月隠岐も支配していた鳥取県とも合併した。

島根県の地籍編製係は指示に従い、鳥取藩の古地図をもとに「磯竹島略図」という竹島（鬱陵島）と松島（現在の竹島）と隠岐を結ぶ航路を記した地図や大谷家、村川家文書等の古文書から竹島渡海の歴史や島の産物等を粗描する文章を作成した。なにぶんにも鳥取県と合併して約1ヶ月後のことでの、鳥取藩の歴史も十分理解されておらず、「磯竹島略図」は米子の大谷家所持の古地図を利用したとするが、実際は鳥取の小谷家の「小谷伊兵衛殿ニ所持被成候絵図」であったり、大屋甚吉の竹島漂着は元和4（1618）年のことだが永禄年中すなわち1558年から1569年の間のこととしたり、柳川事件を柳沢氏の変とする等誤記は数多く発見出来る。これらの資料は、添付資料として島根県の伺いと共に『太政類典』や『公文録』に載るが、明治政府の初期の最高議決機関である太政官の決裁にそのまま利用されたとは考えにくい。太政官の判断の根拠とされたのは後述する内務省から右大

臣に提出された別の資料が中心だったと思われる。また担当の係が作成した資料は島根県参事境二郎が責任をもって検閲すべきであったが、松下村塾出身の境二郎に予備知識がなかったと思われる理由も後述する。

さて、島根県の回答は、恐らく島根県令佐藤信寛や参事境二郎等の合議で決定したであろうが、竹島の地籍は「山陰一帯ノ西部ニ貢付スヘキ哉ニ相見候」、「本県国図ニ記載シ地籍ニ編入スル等之儀ハ如何」との内容を伺いの形で提出した。佐藤信寛は長州の出身で岸信介、佐藤栄作氏の祖父か曾祖父にあたる人物で、明治9年4月島根県令になる前は浜田県令であった。参事の境二郎も松下村塾で吉田松陰に学んだ長州人で、明治5（1872）年から島根県の官吏となっていた。

②太政官指令「竹島外一島之儀ハ本邦関係無之」について

明治10年4月9日島根県から提出されていた地籍の伺いに太政官が「竹島外一島之儀ハ本邦関係無之ト可相心得事」の指令を決定したと内務卿から島根県に回答が届いた。この「竹島外一島」を竹島と松島と解釈するか、竹島とか松島と呼ばれる島とするかの論争が続いている。この問題の解決に重要な意味を持つのが内務省の書記官西村捨三が明治10年3月29日太政官指令が決定する直前の3月17日に太政官のトップ右大臣岩倉具視に提出した検討材料のための文書と考えられる一号から四号の4種類の文書である。

この参考資料は太政官指令の決定時に重要な意味を持ったことは疑う余地がない。その参考資料は『公文録』、『太政類典』に載っているが、四号の原典からの抜粋文で第一号、第二号、第四号は『竹嶋紀事』、第三号は『磯竹島事略』からのものである。この四つの資料の分析から「竹島外一島」の意味を考えてみたい。

以下に利用する資料は『公文録』より翻刻したものによるが、『竹嶋紀事』、『磯竹島事略』は〔第一期〕竹島問題研究会の内田文恵委員が全文を解説され、『竹島問題に関する調査研究』最終報告書（資料編）に収められているので、その掲載の位置を最終報告書（資料編）のページで示しておく。

1、第一号について（資料編159、160ページ）

第一号は『竹嶋紀事』の前半部分からの抜粋文である。

『竹嶋紀事』は対馬藩で元禄竹島一件における元禄6年から元禄12年までの自藩の関係史料を5巻にまとめたものであり、序文を松浦儀右衛門、編集を越常右衛門、文を大浦陸右衛門が担当し享保11年に編纂した。なお藩儒雨森芳洲もこの書の訂補に加わったという。

第一号の内容は元禄6年の安龍福事件以来、朝鮮人の竹島（鬱陵島）渡島禁止等を求める対馬藩と朝鮮国の交渉の難航を報告に江戸に来ていた対馬藩3代目の藩主だった宗義真（そうよしきだ・戒名天龍院、当時幼少の5代藩主義方（よしみち）の後見者として刑部大輔の職名を名乗っていた）が、元禄9年1月28日江戸城に帰藩の挨拶に参上すると、4人の老中が列席する白書院で「竹嶋之儀ニ付御覚書」なる書1通が渡され、代表して戸田山城守が語った事項についてである。まず山城守は米子の町人等が長らく渡島していた竹島へ朝鮮人もやって来るようになって日本人と「入り交る」ようになっていることは良くないので日本人の竹島渡島を禁止することにするとして、その理由を列挙した。竹島に近い対馬藩の右京大夫（4代対馬藩主宗義倫（よしつぐ）、元禄7年没）、米子の町人と共に渡島する漁師のいる隠岐を預かっている出羽守（松江藩主松平出羽守、実際には元禄元年からは石見銀山代官が隠岐は直轄支配していた）に問い合わせても竹島の具体的なことは知らないといふし、松平伯耆守（鳥取藩主池田綱清）も竹島は因幡、伯耆に所属する島ではないと言っている。

この島は米子の町人が松平新太郎（鳥取藩主池田光政）を介し幕府に渡海願いを提出したので、当時の4人の老中が連署した許可書を与え毎年の竹島渡海が始まった。渡海開始の時期は台徳院（徳川秀忠）様時代だったが、具体的な年はわからない。竹島には日本人は居住していないし島は朝鮮国に近い。島の名を朝鮮国は鬱陵島だといい対馬藩主が竹島以外の呼称を拒否しても従おうとしない。この鮑取り以外無益の島のことで朝鮮との年来の通交を絶えさせたり、幕府の御威光や武威をもつて従わせるのは筋違いのことである。もともと我が国が自国領としたものを返すということでもないで向後米子の町人の渡海を差し止める。書き付けの趣旨を朝鮮側に示し、解決して欲しい等の内容である。

この第一号の記すことの具体的な鳥取藩への質問、その回答、松江藩の回答等は後述する『磯竹島事略』や大谷、村川家文書に記載されている。また江戸城の席上、宗義真が承ったことは定期的に年末に朝鮮から対馬へやって来る渡海訳官に口頭で伝えたい、それまでに渡海禁止のことが朝鮮側に漏れると困るので渡海を続けている鳥取藩へは伝達しないで欲しいと申し入れた（『磯竹島事略』より）。しかし老中戸田山城守は翌1月29日、自宅に鳥取藩の江戸屋敷の者を呼び、書状で今後の竹島渡海禁止を伝えた。鳥取藩も70年余り前に受け取っていた渡海許可書を本国より取り寄せ、幕府へ返上している（『磯竹島事略』より）。

2、第二号について（資料編184ページ）

第二号は元禄9年10月16日、朝鮮から対馬へ来た卜同知、宋判事という役人に宗義真（天龍院公）が日本人の竹島渡海禁止を幕府に代わって伝えた内容である。江戸城では自ら口頭で伝達させて欲しいと希望したにもかかわらず、「從公儀者御口上ニ而被仰渡候間」と幕府からの指示だと口頭にこだわったが、両訳官が文章になったものを持ち帰りたいと強く望んだため、同じ内容を日本の漢字とカナで口語風に記した口上書と形式を踏んだ漢字だけの真文にして手渡した。第二号はその真文である。なお同時にこの年安龍福等11人が訴訟に来たと隠岐や鳥取藩に現れたことへの抗議と厳罰を求める別の口上書、真文も渡している。

第二号には、先太守すなわち宗義倫が多田与左衛門を二度朝鮮へ派遣し、「日本之竹島」、「鬱陵島ハ朝鮮国之内」と意見が対立する所属問題を中心に竹島のことを話し会ってきたが、宗義倫の急死によって日本の使節団も朝鮮から引き上げざるを得なかった。いろいろ考察してみると、竹島の地勢は朝鮮に近く日本からは遠い。両国の民がこのまま入り交り続ければ密貿易等の弊害が起こる可能性が大である。庶民が引き起こした些細な出来事が大問題になったことは古今東西の歴史に数々見られる。両国の百年におよぶ友好のきずながわずか一つの島のことで覆ってはならない。そこで日本では今後竹島に漁労に行くことを認めないことを命じた。心をこめてこの書を書き、訳官に託すので主旨を理解し受け取って欲しい等が書かれている。ただ普通の真文には必ずある誰れから誰れへの奉書であるかが記されていない。なお、竹島（鬱陵島）については「不許人往漁採」とこの島での日本人の漁業は禁止しているが、島の領有権には触っていない。

3、第三号について（資料編22ページ）

この第三号は『磯竹島事略』からの抜書である。同書は全二巻からなり竹島渡海禁止前後のこととを年次にそってまとめたもので、筆致から幕府による編纂と推定されるが凡例、奥書がないため、誰れが何時編纂したか定かではない。

第三号の内容は、対馬から訳官が持ち帰った真文に対して朝鮮国礼曹參議の職にある李善博が返礼として刑部大輔すなわち宗義真に宛てた奉書である。この奉書については、朝鮮側から返書が送られないで、対馬藩が請求して得たこともわかっており、奉書には戊寅年（元禄11、1698）年3

月とあり、対馬では刑部大輔が4月5日付けで書いた平田直右衛門宛て書状で朝鮮国からの奉書が届いたことがわかる。内容は『磯竹島事略』の抜書に続いて「從朝鮮國來候書簡之和文」がありわかりやすいが、訳官が帰国し対馬藩での口上の内容は明確に理解したこと、鬱陵島が朝鮮の島であることは古来の地図や書籍の記載からもわかるし、地理的にも日本より朝鮮国に近い。竹島と鬱陵島は一島二名の同じ島のことである。その竹島に日本人の渡海禁止を命じられたことは両国の友好を維持するうえでも、大変な慶事である。今後役人に巡回させる等して問題の起こらないよう努めたい。昨年貴国へ漂流した者があったそうであるが、おおかた風雨のため海辺で生活する者達の遭難だったと考える。もし書状を差し出したとすれば誠に妄作（思慮なく偽書を作った）の罪があるので、すでに牢獄につないで見せしめとした。お互い誠信を旨として国境は大切に守りたいといった内容である。本文の渡海禁止の決定を「良幸、良幸」と称賛する部分は印象的である。

4、第四号について（資料編220、221、222ページ 第四号は『竹嶋紀事』、『磯竹島事略』共に記載がある）

元禄12年正月に宗義真が朝鮮国礼曹に第三号の朝鮮国からの書簡に対しての返簡として送った書状の内容と『竹嶋紀事』だけに載る対馬藩から朝鮮へ渡って返簡を手渡す時に述べた「口上之覚」である。宗義真から礼曹への返簡には両国の努力で竹島に関する問題が残らず相済み、両国の今後永い交誼を通ずる体制が出来た事は「至幸、至幸」としている。口上書には貴国がこの島を長らく放置していたことから発生した問題だったとしながらも「竹島は紛れなく貴国の鬱陵島である」と述べている。この宗義真からの竹島問題の終結を宣言する書状は、対馬藩の阿比留惣兵衛が朝鮮へ渡り倭館で3月21日手渡しており、日本では対馬藩江戸家老大浦忠左衛門が老中阿部豊後守に10月19日に報告している。

明治10年太政官指令が島根県に伝達される1ヶ月前に、内務省が太政官に提出した資料は、4人の老中全員が列席し、対馬藩宗義真に日本人の竹島渡海禁止の決定を伝え朝鮮国への通知を指示した場面（第一号）、同年末来島した朝鮮の訳官に宗義真が相手の要求により文章にして伝えた内容（第二号）、受け取った朝鮮国礼曹から宗義真への返書（第三号）、そして宗義真からの竹島に関する交渉の終結と今後の引き続きの交誼を求める書状（第四号）であった。総合すると元禄12年には日本人の竹島渡海禁止が完璧な手続きを終えたことが具体的にわかる。この資料には当時の竹島すなわち鬱陵島についてのみ記述されており、当時の松島すなわち現在の竹島にふれた箇所はどこにもない。

太政官が判断材料として内務省から受け取った資料が上述のとおりであるとすると、内務省から太政官への伺いや太政官の指令で「竹島外一島」という表題を用いているもののそれは稟議書によく見られるように元々の島根県の伺いにあった表題を鶲鵠返しに案件名として利用しただけで、太政官は、鬱陵島が日本と関係ないと指令を出した可能性が濃厚である。また、後述するように当時「竹島、松島則鬱陵島」との認識が行われていたので、「竹島外一島」の外一島が松島であるとしても、その松島は江戸時代の松島（現在の竹島）ではなく鬱陵島であり、太政官は鬱陵島を日本に関係ないと指令したものと考える方が説得力がある。そのことは右大臣岩倉具視や参議寺島宗則、大林喬任等が島根県への指令案文に捺印した稟議書に「元禄五年朝鮮人入嶋以来、旧政府該國ト往復之未遂ニ本邦関係無之相聞候段申立候上ハ、伺之趣御開置、左之通御指令相成可然哉、此段相伺候也」と鬱陵島の事であることを明白にし、次に「御指令按」として「書面（稟議書には朱書で伺之趣ともされているが、島根県への指令は書面の方で書かれている）竹島外一島之義ハ本邦関係無之義ト相心得事」としていることでもわかる。

③明治14年「日本海内松島開墾之儀ニ付伺」について

外務省外交史料館に『朝鮮國蔚陵島へ犯禁渡航ノ日本人ヲ引戻之儀ニ付伺　自明治十四年七月至明治十六年四月』なる資料があるが、その中に明治14年石見国那賀郡浅井村（現在の浜田市浅井町）士族大屋兼助外1名が松島開墾願を提出したとして、島根県からその扱いの伺いが内務卿山田顕義、農商務卿西郷従道に提出された。提出者は明治11年から島根県令に昇格していた境二郎である。文面にみられるいきさつについては、東京の大倉喜八郎設立の大倉組社員片山常雄が木材伐採のために明治10年8月海軍省第一廻漕丸で浜田経由で松島に向かった折、浜田から大屋兼助が同行し、松島が「古木稠茂（ちょうも）シ」、「平坦ノ地アリ地味膏腴（こうゆ）水利モ亦便」、「移住開墾適当ノ地」であることを確認し開墾願いを提出したとしている。大屋兼助については、『浜田県歴史付録官員履歴』に文政10（1827）年生まれで、明治8（1875）年8月3日浜田県十五等出仕雇となり、庶務課・度量衡検査掛となつたとあり、また浜田県の『自明治四年至明治九年県治要領』には、明治8年美濃郡飯浦に漂着した15名の朝鮮人を対馬まで同行して送還したとある。浅井村士族については『明治九年浅井村取調帳』が浅井村の人口を「男子、士族十五名、平民四百九名」、「女子、士族九名、平民三百九十二名」と記録している。明治14年「松島開墾願」を提出した時の大屋兼助の身分、職業等は目下不明である。

大屋兼助を松島へ連れて行った大倉組とは、東京で土木事業や海運業等の事業を展開していた大倉喜八郎設立の会社で、後に帝国ホテルや鹿鳴館の建設や日清、日露戦争での物資の戦場への輸送等で一時三井、三菱をしのぐ活動をすることになる。大倉組の松島での伐木事業は明治10年頃ロシア公使をしていた榎本武揚がウラジオストックに行く途中で松島の巨木の群生を見し、勧めたからであったという。大倉組社員の片山常雄や大屋兼助が乗船した海軍省第一廻漕丸も榎本武揚の斡旋によるものであった。

さて、この大屋兼助外一名の「松島開墾願」を明治政府に提出したのは、島根県令境二郎であつた。明治9年明治政府の竹島の地籍の問い合わせに「日本海内竹島外一島地籍編纂伺」を参考という役職の時、提出した人物と同一人物である。その境二郎が「松島開墾願」の文面の中で自分の疑問を吐露している。「該島ノ義ハ過ル明治九年地籍取調ノ際本県地籍編入ノ義内務省へ相伺候処、同十年四月九日付書面竹島外一島ノ義は本邦関係無之義ト可相心得旨御指令相成然ルニ前述當度大倉組渡航伐木候場合ニ就キ推考候得は、十年四月御指令後或ハ御詮議相変り本邦版図内ト被定候儀ニ可有之歟」がそれである。大意は、該島つまり今回開墾願の出た松島については、明治9年に地籍の問い合わせがあったので、私が島根県等の地籍とされたらいかがですかと伺い出たところ、明治10年4月9日付け書面で日本と無関係であると心得よと指令がありました。しかし現在大倉組が渡航して伐木しているところをみると、その後判断が変更になり日本領になったのですかというものである。重大なのは明治9年「竹島外一島」の用語を用いて地籍編纂方伺を提出した境二郎がその島を「松島」としていること、この松島は伐木が出来、農地として開墾が可能な島で、決して不毛で樹木もない現在の竹島のことではなかつたということである。

さて、明治14年11月14日付の島根県令境二郎からの「松島開墾願」が内務省に届くと内務権大書記官西村捨三は外務省に同年11月29日付で「今般島根県ヨリ別紙乙号之通申出次第二ヨレハ大倉組社員ノ者航到伐木候趣ニ相聞候就テハ該島之義ニ付近頃朝鮮國ト何歟談判約束等ニ相渉リタル義ニテモ有之候哉」と照会し、この時明治10年3月内務省から右大臣に提出した前述の四号からなる参考文献も添付した。受け取った外務省では同年12月1日付で外務権大書記官光妙寺三郎が「朝鮮國蔚陵

島即竹島松島之儀ニ付」なる用語を用いて特別の変更等のないことを回答している。

この島根県からの「松島開墾願」には当然内務省から回答があったはずであるが、島根県の明治期の行政文書から長らく発見出来ずにいた。内務省関係の歴史上の文献を保存している東京の国立公文書館に照会しも残っていないという回答があった。ところが平成21年10月私は『県治要領』すなわち県の政治のあらましを日誌風に月日を追って書き綴った行政文書の明治15年1月31日のところに関係する記述があることに気がついた。すなわち「三十一日 去年十一月十二日付ヲ以日本海内松島開墾ノ義ヲ内務農商務ノ両卿ニ稟議シ至是内務卿ヨリ其指令ヲ得ル 如左 書面松島ノ義ハ最前指令ノ通本邦関係無之義ト可相心得依テ開墾願ノ義ハ許可スヘキ筋ニ無之候事但本件ハ両名宛ニ不及候事」である。最前指令とは当然明治10年の「竹島外一島之義本邦関係無之義ト可相心得事」の太政官指令のことだから、松島開墾願に最前指令の通りとしたことは竹島外一島と松島は同じことを意味し開墾出来る松島は鬱陵島でなければならないことになる。この明治14年の大屋兼助外一名の「松島開墾願」は明治9年の島根県が提出した伺いの「竹島外一島」なる用語は開墾出来る松島すなわち鬱陵島のことであったこと、明治10年の太政官指令も同様であったことを明確にしたことで貴重な文書である。

④境二郎と松下村塾

島根県の参事という役職にあった明治9年内務省係官からの竹島の地籍の問い合わせを契機として「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」なる伺いを提出し、島根県令に昇格していた明治14年には那賀郡浅井村士族大屋兼助外一名の「日本海内松島開墾之儀ニ付伺」を取りついで内務、農商務両省に提出したのはすでに述べたように境二郎である。彼は長州萩の生まれで松下村塾で吉田松陰に学んだ。吉田松陰や親交のあった桂小五郎（木戸孝允）等は竹島開拓論を展開したことは有名である。松下村塾や彼を取り巻く人々によって境二郎が竹島、松島にどういう認識をもっていた可能性があるかを考えてみたい。

境二郎は天保7（1836）年萩藩士の斎藤家に生まれ、斎藤栄蔵と名乗っていたが、後に境家の養子となり境二郎と改名した。当初藩校明倫館の兵学教室で吉田松陰に学び、その後松陰を慕って天保13（1842）年から長州藩萩城東郊外の松本村に開塾していた松下村塾に入った。『吉田松陰全集』に収録されている「吉日録」には「館中の諸生近日多くは怠惰なり。就中勉強する者二人を得たり。一は正亮なり。一は斎藤栄蔵なり。」と中谷正亮と斎藤栄蔵を勉強に熱心な人物と松陰は特筆している。また「丙辰幽室文稿」には、「斎藤生の文を評す」と斎藤栄蔵の加藤清正論を長文で松陰が批評している一文が載っている。さらに「丁巳幽室文稿」には「さきごろ士彦と古文典刑を読み」と通称で士彦と呼ばれていた斎藤栄蔵と二人で頼山陽の「古文典刑」を読んだことを記している。安政5（1858）年7月10日付けの松陰から江戸にいる桂小五郎、赤川淡水、久坂玄端宛の書簡には「この度は誠に取急ぎ（中略）、高杉晋作二十日出足の筈に御座候。萬端仰せ合され御周旋下さるべく候。同道は山縣半蔵に斎藤栄蔵、嘆ずべし、嘆ずべし。」と遊学する高杉晋作や斎藤栄蔵の面倒をみることを依頼している。吉田松陰は安政5年12月にいわゆる安政の大獄で逮捕、翌年処刑されることになるが、この年松陰は29歳、桂小五郎は26歳、斎藤栄蔵23歳、高杉晋作20歳であった。

「幕末海防論と「境界」意識」と題する論文を書かれた鳥取大学の岸本覚氏によると、松下村塾での竹島開拓論の開始は、安政5年2月の吉田松陰から桂小五郎への書簡での提案であるという。そこでは竹島開墾は天下無事ならば幕府の利益になるし、海外との事変があったり、朝鮮や満州への進出の時は日本の拠点になるからとしている。また安政元（1854）年の日米和親条約による下田、

箱館の開港やロシアとの国境画定問題等からの国防論にも関連があるという。この松陰の提案には、桂小五郎、村田蔵六（大村益次郎）、久坂玄端、福原清助、井上聞多（馨）等が同調した。なお注目すべきは松陰が最近まで米子の町人大谷、村川氏等が竹島へ70年余りの間渡島していたいわゆる元禄竹島一件について知らなかったと語っていることである。松陰が知らなかったことは塾生にも教えていないわけで、境二郎（斎藤栄蔵）が明治9年「日本海内地籍編纂伺」提出の際の大谷、村川氏の竹島渡海に関する添付資料に誤りの多くあるのを見過ごしたのはこの件に関する知識に乏しかったから生じた可能性もある。松陰の竹島そのものの認識は安政5年7月11日付けの桂小五郎宛書状に「竹島・大阪島・松島合わせて世に是れを竹島と云ひ、二十五里に流れ居り候。竹島計り十八里之あり、三島とも人家之れなく候。大坂島に大神宮の小祀之れあり、出雲地より海路百二十里計り。產物蛇魚類、良材多く之れあり、開墾致し候上は良田美地も出来申すべし。此の島蝦夷の例を以て開墾仰せ付けられば、下より願ひ出で航海仕り候もの之れあるべく候。」としている元禄時代の竹島（蔚陵島）と松島（現在の竹島）は一般に四十里とされるから、二十五里のここでいう竹島はアルゴノート島の竹島、松島はダジュレー島の松島と思われる。松陰が「万国地図」すなわち世界地図から竹島を確認していると度々語るが、この頃各國で制作されていた、1840年以降のシーポルトの「日本図」系の地図を見ていた可能性がある。大阪島は岸本覚氏は大坂浦のことと考えられているが、大阪浦に近い島の意味で竹嶼（蔚陵島近くの小島）を意味するかもしれない。竹島も松島も大坂島も「開墾致し候上は良田美地も出来申すべし。」だから松島が岩礁の島の現在の竹島を意味していることはない。松陰が処刑された翌年の万延元（1860）年7月2日に桂小五郎と村田蔵六が連名で幕府に提出した「竹島開拓建言書草案」は松下村塾の竹島開拓論の集大成といってよい。

そこにはまず開拓の必要について、竹島は長門国萩より東北の海上約50里にあって朝鮮国から竹島までも約50里なのでほぼ等間隔にあること、最近外国船が竹島周辺に出現するようになってきており植民でもして国防を考える必要があること、北前船が下関へ往復する時暴風暴波の折には竹島に碇泊して天気の回復を待っていること、すでに島には日本人が建てた人家が5、6軒あると聞いていること、かつて朝鮮国へお渡しになったという風聞もあるが朝鮮人の渡海は皆無であること、世界地図を見ると日本と同じ色に着色され島名も「タケエイ・ララド」と記され日本の属島と認識されていることは明白であること、万一この島が外国の手に落ち植民でもされた時は日本や直近にある長州にとって多大の禍になることは必至であること等をあげている。この「竹島開拓建言書」は幕府の閣老久世広周（くぜひろちか）に提出されたが、藩主からの建白書ではないとして却下されている。明治9年明治政府の地籍の問い合わせに島根県参事の境二郎は「山陰一帯ノ西部ニ貫付スヘキ哉ニ相見候」としたが、この時境二郎は松下村塾塾生斎藤栄蔵にかえり恩師吉田松陰、先輩桂小五郎の願望の実現を期待していたのかもしれない。

（主な参考文献）

- ・島根県行政文書『地籍』『県治要領』（明治14～15年）、島根県竹島資料室所蔵
- ・竹島関係資料集第一集『近世地方文書』、島根県総務課、2010年
- ・『「竹島問題に関する調査研究」最終報告書』、島根県、2007年
- ・『島根県歴史人物辞典』、山陰中央新報社、1997年
- ・田村清三郎『明治初年の県政』、今井書店、1966年
- ・岸本覚「幕末海防論と「境界」意識」『江戸の思想第9号』、ペリカン社、1998年
- ・杉原隆「浅井村士族大屋兼助外一名の「松島開拓願」について」『郷土石見 第83号』、石見

郷土研究懇話会、2010年

- ・『公文錄』、国立公文書館所蔵
- ・外務省記録『朝鮮國蔚陵島へ犯禁渡航ノ日本人ヲ引戻之儀ニ付同　自明治十四年七月至明治十六年四月』、外務省外交史料館所蔵
- ・『吉田松陰全集』、大和書房、1972年